

# 総務環境委員会 勉強会会議録

[平成29年8月22日]

開催日時：平成29年8月22日（火）

「新ごみ処理施設建設問題」担当課への質問事項、回答

## 1. 建設候補地選定について

①平成13年の基幹改良後さらに5年の期間延長を行っているが、その時の経緯はどうであったのか。新施設建設問題はどうか。また、この10年間における対応はどうであったのか。

答) この10年間の対応というところで、平成19年のごみ処理基本計画のところは10年間でございますが、少しその前から基幹改良ということで、平成12年、13年と工事を行ったことで、性能保証期間を当時、平成23年度末まで延長いたしました。この時点では、新施設建設の時期等については市としては特に明確にはなっておりませんでした。そして、平成19年1月に策定したごみ処理基本計画において、新ごみ焼却施設の平成27年度稼働を目指して準備を進めるという方針を定めたところでございます。その後、平成21年度には当時の性能保証期間が平成23年度末までであったこともあり、施設の状況を調査し、施設延命化の具体策と新施設の稼働時期等を検討した結果、平成30年度まで稼働させた方が経済性や安定稼働の観点から有利であるとの結論に至りまして、平成23年3月にごみ処理基本計画を見直して、新ごみ処理施設を平成31年度以降の稼働とするということになりました。その後、平成21年度には煙突の更新、平成22、23年度にはコンピューターなどの計装設備の更新を行いまして、結果、平成24年4月にはメーカー保証期間を平成30年度まで7年間延長いたしました。このような経緯の中、平成22年度から新ごみ処理施設の候補地選定に係る基礎調査を開始し、平成24年度には候補地の選定方法や検討委員会の設置方針を定め、平成25年度に建設候補地を選定したものです。しかし、現在地元の協議が難航しておりまして、平成31年度の稼働が困難な状況となっております。おおよそ、基幹改良をふまえた10年間の状況というものはこのようことのでございました。

②平成24年12月8日に「ごみ処理施設建設について」基盤整備委員会に報告されている。

この時、候補地選定についての方針が示されている。

- ・「土地の形状・面積・地質、法規制の有無、周辺の土地利用状況、インフラ整備コスト、収集コストなどを検討し候補地とする。」とある。

それまでも三福寺町町内会より毎年提出されていた要望には、「次期の施設建設にあたっては移転を望む」項目が入っていた。こうした毎年の要望について考慮されることはなかったのか。また、そうであったならその理由はなんであったのか。

今回の地元説明会後の質問に答える形で、「昭和57年に三福寺町町内会からいただいた承諾書には、市が公害防止や環境整備に努める旨の記述はあるが、将来施設を移転することについての取り決めはありません」としているが、その後上記の様な要望が出ていることは確かである。

答) 平成21年度から平成27年度まで、毎年三福寺町町内会からは、今後を見据えて、埋め立て用地の手狭及び住宅密集地を考慮し、移転も視野に入れるよう要望いただいております。これに対する平成25年度までの回答としましては、新施設の場所の選定等につきましては、貴町内会の意見も参考にしながら今後慎重に検討します、とお答えしております。また、平成26年度、27年度については、新施設の場所は焼却施設の東側を候補地とする市の考え方を、貴町内会をはじめ地元町内会の皆様にお伝えしているところであり、皆様にご理解いただけるよう引き続き取り組んでまいりますというようなお答えをしております。そのようなことで、地元の皆様の意向は十分承知しておりましたが、それをふまえた中で、新ごみ処理施設の候補地選定にあたり、土地の形状、面積、地質、法規制の有無、周辺の土地利用状況、インフラ整備コスト、収集コストなどを慎重に検討した結果、現施設周辺を候補地に入れられないという選択はできないと苦渋の判断をしたものでございます。

③「土地の形状や周辺の土地利用を考慮する」となっているが、東山台町内会をはじめ周辺の土地利用は変化し、宅地化が進んでいたことは明白である。この点をどう判断してきたのか。また施設から200m以内、500mが評価基準となっているが健康被害等の面でしっかり説明できているのか。煙突の高さや風向き、臭い・煙・ガス降下といった面でのダウンウォッシュ現象、ダウンドラフト現象などについてその標高や影響範囲について検証し、説明することはできているのか。

答) 現施設周辺地域の宅地化が進んでいったことは事実であります。排ガスや周辺土壌におけるダイオキシン類濃度が環境基準を大きく下回っている現状や排ガス処理施設の竣工をしていることなどから市としましては、新焼却施設では環境の負荷は現状より改善されると判断しております。施設からの距離200メートル以内を範囲とした根拠につきましては、面整備事業環境影響調査技術マニュアルにおいて、これは専門の書籍ということですが、こういうものにおいて環境影響を受ける範囲として認められる地域とされていることによるものです。また、ダウンウォッシュ現象及びダウンドラフト現象につきましては、煙突の高さ、排ガス濃度、排出速度、風速、周辺地形などをもとに検討を行う必要がございますが、今後実施することが必要な生活環境影響調査で専門家に依頼する予定でありましたので現時点ではこれに関する調査は実施しておりませんが、今後そういったことの影響についても住民の皆さまの不安を払しょくするために調査を行いたいと考えております。また、東山台のにおいにつきましては、実体を把握するため、平成28年2月から現在まで、毎日時間を変えて町内の4か所で職員による調査を実施しておりますが、においを確認できてはいない状況でございます。

④地元説明会後の質問や意見への回答で、「現在の三福寺の施設が使用できなくなったら、三福寺町以外の場所に移転するという方針を決めたことはありません」としているが、この真意は何なのか。

答) 昨年の10月に開催しました三福寺町町内会の説明会において参加者から、「いつ頃のことか

記憶は定かではないものの、以前に現在の焼却施設が使用できなくなったら三福寺町以外の場所へ移転するとの説明を市から聞いたことがあるんだがそのような記録は市にはないのか」という趣旨のご質問をいただきました。そこで説明会の現場では「そのような話は聞いたことはないが持ち帰って資料等確認してお答えする」と回答した経緯がございまして、その結果について書面の中に端的に記したもので、特段このことを強調するような市の意図があるものではございません。

⑤同様な回答の中で、「候補地選定並びに評価方法については、基礎的調査を専門業者に委託し、その調査報告書や専門書を参考にして・・・」と回答しているが、基礎的調査とはどんな項目を委託したのか。また内部での検討時に建設候補地はどのように選定し、選定することの了解はどのようにして得たのか。

答) 候補地選定に関する基礎的調査としましては、平成22年度から24年度の3年間にわたり各年度ごとにコンサルタントへの委託という形で実施しました。調査項目としては建設用地の条件検討、ごみの組成分析、用地選定手法の検討、施設規模や必要面積、地形地質などの候補地選定に必要な調査を実施しました。その中で用地の選定手法について、広大な高山市においては収集運搬効率が用地選定の際に最も重要な要素の一つになることから、公募方式では適地が選定できない可能性が高いことが記載されておりました。また、委員会方式を含む行政による選定がのぞましいとされております。また、委員会の設置については候補地選定委員会またはそれに類する組織を設置することがのぞましいが、相当な手間や費用を要するとともに、検討期間が長くなってしまいうというデメリットもあり、その要否については今後検討するものと記載されており、市として検討しました結果、行政が候補地を選定し責任を持って周辺地域の住民の皆様の理解を求めていく方法にしたところでございます。なお、実際の候補地選定では、市の中心部から10キロ圏内において10か所の候補地を市内部において選定し比較検討を行いました。すべての候補地について候補地とすることに対する地元理解を得ることまでは行っておりません。

## 2. 健康面、環境調査等に関すること

①臭いの問題では、地元からは多くの意見が出され、東山台だけではなく三福寺町住民からもその指摘があった。同時に伴う煙やガスについても多くの指摘があった。国の設定する測定基準を守っているからといって、住民の不安は一掃できる状況なのか。市が言う様に「何の迷惑もかけていないし被害も与えていない」と言い切れるのか。

発表されたダイオキシン測定値から、住民はここ20数年間それを浴びてきたんだという訴えもある。先に指摘した風向きやガス等のダウンウォッシュ現象、ダウンドラフト現象など考えれば、少なくとも東山台第2団地内の東山台公民館付近の地形は、まさにその影響を受けていると見るのが妥当と考えるが、見解を伺いたい。

答) 住民の皆さまが心配されるお気持ちは十分理解しておりますが、国が定めた基準値を順守するということが市の責務であると考えておりました。それが住民の皆さまの不安解消につながる

ものと信じて取り組んでおりました。そういう考えでございますのでお願いします。また現時点では、ダウンウォッシュ現象やダウンドラフト現象などの影響については、先ほど申しましたが調査しておりませんので、そのことに対する見解を今日ここで申し上げることはできませんが、皆様の不安解消につながる調査や検証の方法について検討してまいりたいというふうに考えております。

②市のやっている測定については、住民の立合いを求めるなど公正さに配慮しながら実施していることは説明された。しかしそれでも尚、回数や基準について問題が指摘されることについて、どう考えるか。

答) ダイオキシン類濃度の測定などについては、周辺地域の住民の皆さまの意見を伺いながら、測定回数や場所を増やすなどの方向で検討してまいり所存でございます。

③他の自治体では、国の基準以外に独自の自主規制を上乗せして住民の不安を除いている。そのような配慮は出来ないのか。

答) 住民の皆さまの不安を少しでも払しょくできるよう、国の基準よりも厳しい排出ガス基準の設定について検討してまいりたいというふうに考えております。

### 3. メーカーの性能保証期間について

①平成24年12月18日に報告された別紙「ごみ処理施設整備スケジュール」によれば、平成24年度には建設候補地の比較検討評価と絞り込みを行い、建設候補地を選定し、平成25年度には地元協議を行い建設予定地決定とある。順調にいった平成31年には稼働となっている。だいたい26年度になって地元説明会を開いた時点で性能保証期間は過ぎてしまう計画となっている。もう29年になっている。この性能保証期間を力説するあまり行政の対応は不自然で不誠実なものともみられている。

今後行政はどう対応しようとしているのか。メーカーとの協議は行われるのか。

答) 施設を安全に稼働させること、適正に廃棄物を処理することは市の責務であります。新施設の建設に関わらず、施設の性能を確保することは当然継続してまいります。新施設の建設には着手から6年は必要になりますので、現在性能保証を締結している焼却炉の製造メーカーと性能保証期間の延長及びその期間の修繕箇所や設備更新の中身について協議をすすめているところでございます。

②また、この期限切れを説明して回る中で、周辺町内会の角逐を生む結果となっている。行政がまず責任をもって判断しなければならない事項について、住民がそれを付度して建設を受け入れるか否かに委ねるような方法は良いのか。行政はその説明責任を全うできない姿を露呈している。

答) 市としましては、当初から性能保証などの期間や施設の老朽化を理由に地元の皆様に決断を迫るような形の協議は行っておりません。さまざまお話をさせていただく中で、地元の方々から期限を定めないと返答はできないというようなお声をいただいたため、平成28年2月から3月の説明会から、施設の寿命や性能保証について説明させていただいたという経緯でございます。

③同様に、次期の建設地については他の場所へ移すと約束する条件を行政は発表している。これも同様の理由で責任逃れであり、30年後は現在地から移動するという提案自体が住民無視の提案であり、市民目線でこの問題をとらえていないと考えるが見解を伺いたい。

答) 平成25年度から平成27年度までの地元町内会において新施設建設のお願いを申し上げたところ、今回のことを認めると次以降も三福寺町にごみ処理施設が設置されることになるのではないかというご意見をいただいたため、今回だけは建設をさせていただいて、その次は必ず三福寺の現施設周辺地域以外で建設することを約束させていただいたもので、住民無視の提案というようには捉えてはおりません。なお、このことを地元町内会にお話ししましたところ、その点についてご理解や評価をしていただいた方もおみえになったというふうに認識しております。

#### 4. 協議の在り方

①平成25年10月28日、議会は「委員会における所管事項に対する情報提供について」行政に対し次のように求めた。「理事者が委員会に協議するべきと判断する事項については、報告事項に含めず協議事項として情報提供する」こと。

このことにより議会は、協議事項に対しては、委員会としての判断を求められることがあることを確認。

平成24年12月18日の候補地の選定、検討委員会の設置方針

平成25年1月～2月の市民説明会

平成25年9月18日の新ごみ処理施設の基本仕様、建設候補地

の説明までは、報告事項であった。

平成28年1月29日、1月21日の協議事項「ごみ処理施設の建設にかかる今後の対応について」に対する委員会としての考えとする回答では、

市の方針は「次回の建設候補地は現施設地域以外から選定する」「現施設周辺の地域の整備内容は今後地元住民とともに検討する」であった。

委員会の回答内容は

- ・「今回の方針提示が地元住民の合意につながる可能性について、理事者からは明確な答弁を得ることができなかった」
- ・「今回の方針が、地元住民の総意のもと、地元同意の条件として示された事項に対する回答であると市長自らが判断し、説明されるものであるならば、委員会としても理解したいと考える」
- ・「埋め立て処分地等現施設周辺整備については、早急に市の整備に対する考えを示すべきである」
- ・「委員会としては、次回建設時における建設候補地に対する方針を現時点で約束するという行政姿勢が、今後の公共施設整備等に影響を及ぼさないか懸念している」 と・・・

この時点で、そのまま地元説明に出かけ、同意どころか反発が強まる方向となったと考えるが、議会からの意見具申の方向も含め、内部ではどう検討して最終決定したのか。これについても何時何処でどのような内容を誰が最終決定したのか。

答) この方針が地元住民との合意につながるの確証は当時持ち得てはおりませんでした。地元町内会役員の皆様との協議の中で、住民の思いを受け止めてくれたと評価できる、誠意ある明確な方針を示してもらわなければ、事態の進展はのぞめないというようなご意見をいただいた経緯がありまして、これをふまえ少なくとも地元同意の条件の一つとして示されたこの事項に対する回答になるものと判断しまして、2月から3月にかけてその方針を地元説明会を開催して説明させていただいたものであります。また、埋立処分地等現施設周辺整備については、早急に市の整備に対する考えを示すべきであるとのご意見に対しまして、ごみ処理施設建設に係るグランドデザインを策定しまして、8月の基盤環境委員会協議の後、10月から11月にかけて市長から直接住民の方々に施設建設についてお願いしました説明会において、住民の皆さまへお示したものでございます。また、次回建設時における建設候補地に対する方針を現時点で約束するという行政姿勢が今後の公共施設整備等に影響をおよぼさないか懸念しているとのご意見に対しましては、今後の行政運営における課題として私どももとらえさせていただいております。議会との協議のあり方の観点からも、機会をとらえて議会の皆様にも相談させていただきながらこの状況の改善に努めてまいりたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

## ②市民との信頼関係の構築を求める決議について

平成28年3月23日、議会は上記決議を採択した。その内容は、

「平成24年第4回高山市議会定例会において、当時、立て続けに発生した市職員としてあるまじき行為や不適正な事務執行を受け、市長に対し、こうした事案を二度と発生させることのないよう、強く求めるとともに、その意思を表明すべく、「公務員倫理の確立を求める決議」を議決したところである。そうしたなか、保育関連の事務処理の怠り事案、新火葬場建設に係る事務執行上の不手際等、市民の信頼を損なう事案が発生したことは、甚だ遺憾である。市役所は「市民のお役に立つ所」として、市民福祉の向上に向けた不断の努力が求められている。とりわけ、人口減少社会の本格的な到来をはじめ、本市を取り巻く社会経済情勢の変化のなか、さまざまな行政課題が顕在化しており、そうした行政課題の解決に向け、市役所が果たすべき役割と責務はますます大きくなっている。また、市が今後のまちづくりの基本理念としている「協働のまちづくり」においては、行政と市民との信頼関係の構築こそが、その推進の原動力である。よって、市長におかれては、市政運営のトップとして、リーダーシップとマネジメント能力を発揮するなかで、市民との信頼関係の構築に向け、組織を挙げて適正な事務執行の遂行に取り組むとともに、顕在化しているさまざまな行政課題に対し真摯な姿勢で取り組むよう、強く求める。」

というものであった。この背景には発表されたごみ焼却施設建設に絡む計画の遅れと、行政の対応についても考慮したものである。こうした議会の指摘に対し、新ごみ処理施設の建設問題のその後の取り組みを含めどのように対応されたのか。

浦谷部長からの説明後

中田委員長) はい、どうもありがとうございました。今お聞きになったとおりです。私どもの質問事項に付きましては、先ほども申し上げましたけれども、地元の皆様からお聞きした懸念事項、それから我々の委員会の中で話し合った疑問点等を少し纏めさせていただいたものであります。これについて只今、ご回答を頂いたわけなんですけど、委員の皆様から再度各項目につきましてご意見があったら伺って、理事者の考え方を述べていただきたいというふうに思います。最初に通告の大項目1、2、3、4とございますが、1につきましてそれぞれご意見がありましたら、皆様からご意見を伺いたいと思います。大項目1につきましては、5つで項目を整えております。

牛丸委員) 1の前に一番最後は、どうしてなかったのか。

中田委員長) 最後は、私のほうで今回担当課には回答を求めませんでした。

牛丸委員) はい、わかりました。1で先ず、前提で伺いたいんですけど、面積はどのくらい必要ということで候補地を選ばれたんですか。どうも面積がよくわからない。

小林生活環境課長) 平場で1.2haということで、選出選考しております。

牛丸委員) 説明あったようにコンサルから色々伺ったということだけど、僕は率直に言ってコンサル自体が公平、行政と住民の公平な立場のコンサルかと言ったら僕はそうじゃないと思う。市からお金をもらって仕事していつもやっているコンサルでしょ。住民の立場にたって公平な判断した回答がでてくるのかという非常に疑問に思っている。そう感じます。それを踏まえて尚且つ、更に選定方法でいくと、本来、住民を交えて委員会を作ってやったらどうかとコンサルは出してるのに、そうじゃないんだとやってしまったという経過がある。内部で決定したということだけど、そこの出だしがやっぱり、不信を買う始めじゃないかと。前から言っていますけど。だから今回の火葬場でも、英断が出ましたが、やはり僕は当たり前だと聞いていましたけど、市がやったあのやり方に何て委員会に言われたか、市民時報では報道されているけれどもこう言っていますよ。「候補地の決定についてどこでどう決定したのかがプロセスが見えておらず、周囲の不信感を招く一因となっている」。だから、当時のやり方がこうだと言っても、住民はもう納得しないんだって。できないとそれは。それらを踏まえるべきだろうし、10kmの話もどうかになってことで非常に思っていますけど。そういうところが、出だしからまずかったと思うんですけど。それでどう考えてみえるんですか。4町内が合意しなければ進めないと公言して、同意が得られないことは僕らも聞いてきてははっきりしていて、じゃ進めないから次違うところ考えるしかない。その公言からいけば。どう考えてみえるんですか。今後を。そうやって約束したんだから、約束どおりやるしかないんじゃないですか。それどういうふうに考えているんですか。

浦谷環境政策部長) 大変、答えがづらい質問でございます。事実私どもとしては、地元の地域の皆様の同意を得て事業を進めることを当然基本として考える中で、そういう意見をまとめて頂けるというか、窓口になっていただけたところとして町内会を考えたところですが、そういう意味で4町内の同意をもってという意味で進んできたところですが、ご存知のように東山台町内会さんからは、反対という強いご意見を頂いている中で、私どもとしては、何とか理解いただける計画を提示できないかということも考えながら思っておったところですけど、

先般、当委員会の皆様が地元のご意見を聞かれた中では、また更にはっきりとしたご意見がでておったようでございますので。今、このことを答えれば話がまとまるというものを持ってはおらない状況ですが、ごみ処理施設建設自体は進めていかなければならないことですし、何とか打開する方法はないかということ、模索しているというような状況でございます。

牛丸委員) 僕は4町内合意が得られなければ進めないという考えは正しいと思います。当然だと思えます。だって火葬場のときも出たんだけど、住民投票してスカイパークにすればみたいな声もあったけれど、それでは一部の地域の人たちがいつまでも苦勞するというか被害を受けることになる。だから、いつも被害を受けている人たちが本当にどう判断するかっていうのを、考えてやるのが正しいと思っていますけど。ただ、何故4町内だけなの。あそこの町内から言うと松ノ木町だって同じ距離にある。住んでいる人の距離は。何で4つの町内だけでいいっていうのか。僕は5つの町内の合意とか、あるいは、あそこで農業をやって、住んでいないけれど農作物を作っている人がいるんだよ。近所にも別の町内に。そういう人たちとか、そもそも所有者の同意は得てるんですか。隣接の土地の所有者の同意とか伺わならんでしょう。そういうのは得たのかどうかは聞いていないけど。そういうのを踏まえて更に4町内の同意で、それで十分とは言えないかもしれないけど、最小限そういうのが必要だと思うけど。ただ、4町内だけでやっているんだけどよく理解できんですよ。町内があそこの場にどういうふうにあるか知ってみえますか。何で松ノ木は除くのか。距離からみて僕は測ってみたけど、有斐ヶ丘よりまだ近い、住んでいる人が一番近いといたら一緒だよ。不思議でしょうがない。こっちに松ノ木に近づくんだよ今、だから一緒の距離になる。だけど4町内に特化する。そういうのは僕はちょっと、住民の人の扱いがおかしいんじゃないかと思ってる。

小林生活環境課長) 先ず、答えやすいほうからいきますけど、地権者等への同意については、まだ話をしていません。勿論、建設候補地が決まっていらないものですから今の段階で話が決まっていらないものですから、地権者等に当たるのは地元の方に失礼だろうという思いがありまして、地権者にはまったく接触はしておりません。想定される地権者には接触はしておりません。先ずは、近々の地元の町内会の皆様の普段から昔からご迷惑をおかけしているところを先ず先にお話させてもらって、合意が得られてから次にいこうということで、地権者とは接触していません。それで、25年当時、三福寺東側建設の時、市の考え方として粉塵や臭いなどで迷惑をおかけしていた三福寺と、下三福寺、有斐ヶ丘というところは、ご存知のように保証金を支払わせていただいていますので、先ず最初にそこ、一番近いところから先ず、お願いに上がらなきゃいかんということで、東山台についても今回近づくと。今まで保証金とかお支払いしておりません。幸いパッカー車等の通過があそこはありませんでしたから、今までお支払いしておりませんでしたが、今回は勿論近づくとということで、ご説明にあがらなきゃいけないということで4町内、当時その判断をさせてもらった。松ノ木町とか上野とかということもあったんですが、先ず、地元の近いところの4町内に同意をいただけたら、その後に説明範囲を広げていこうということで判断を当時しました。

北村委員) 今、牛丸委員のほうからもお聞きになりましたけど、僕はひとつこれは大変やなって思えることは、4町内会に説明されて1町内会が猛烈な、正直言って無理ですよということをお聞かせてもらって来ました。そういう中で再度、お願いしに行くと言われても、本当に時間の

無駄というよりも、僕はだんだんだんだん、ごみ処理新施設の期間が延びていく気がしてならない。この辺で行政サイドとして選択をされた以上は、次の段階に踏み出す検討だって必要じゃないのか。これからずっと引きずって行ってもこのままだと思います。先ほどから話があったように4町内会で1町内会でも反対あったらダメだよと明言されている以上は、その辺をどう進めていくのか。どれだけ更新するように努力をしてみても、時間は延びるばかりじゃないかというのが、私の気持ちです。新たな検討をしっかりと決めて、今まで皆さんがおっしゃったような、地域の皆さんが言われるようなことを含めて再度しっかりと検討していかないと、いつまでたっても高山は何をしとるんやということになる、と僕は思います。

谷村委員) 先ほど回答を頂いた中で、既存施設の立地も含めた優位性があるんだと、特に収集運搬を含めた効率の問題でその優位性が最重要課題ということで、そこをもって既存周辺ということであるならば、そこから導き出される、ダウンウォッシュだとかダウンドラフトのことについても、それは検討委員会ができてから具体的に説明するなんてことでは、誰も既存の優位性も納得しないし、やはりこれは先行してそのあたりの検証は、十二分にやらない限りは、今のままの手順で場所を決めて事後的にやるという方法において、既存の優位性は私どもが少しの時間で検証してもなかなかわかりづらいので、事後的にまわしていることについて先行してもう少し、その情報を開示されるべきであろうと思っています。

仮に既存の場所の優位性がなくても、例えば先例市でいうと立川市なんかをみると、初めから施設規模、環境保全対策、煙突の高さ、ごみ処理方式、環境学習機能、防災機能、事業方式、生活環境影響調査、また資料を見せますけど、大きな8項目は先行して市民に情報公開をしないと、事実を明らかにしない限りは全く進まない、特に平地の煙突の高さはフラットのところで60m、100mということですけど、お手元に資料をお渡ししたと思いますが、こういった中山間地域においては、煙突のトップと様々な地形の差が本当にガス効果において、要は住民の方々は煙突から出ているところは、自主規制なり上乘せ基準があってもゼロではないわけで、ゼロでないものが降り注げば、当然害は蓄積するんだと。20年とか30年の間に土地に蓄積したり、体に蓄積するという健康不安がある以上は、蓄積しないという、しづらいということをしつかり、高山の地形ですね、地形をちゃんと把握してこういうアンジュレーションだから、こういうことは蓄積率は少ないんだということに踏み込まないと、既存位置でも新たな位置でも、どこに行っても永久に質問されたまま、検討委員会後にやるなんてことでは、絶対いけないと思うので、その辺、その今言ったような後に廻すということ、先にやることは出来ないんですか。

浦谷環境政策部長) 先ほどの答えの中でその部分の言い方が足らなかったのかもしれませんが、もともとは候補地が決まってから行う生活環境調査の中でというふうでおりましたけれども、委員おっしゃられるようなことが、地元の中に懸念が強いということであれば、先行してやるということも考えならんと思っています。

谷村委員) 更に以前の検討の中で所謂、既存位置の優位性の中で焼却灰の運搬処理コストが既存位置が一番有利、それは誰が考えても今あるわけですので、当然、他位置においては焼却灰の処理については既存位置より不利なことはわかっておるわけですが、全国津々浦々の中で、埋立地と焼却場というものを高山市は、たまたま一体ですけど地域によっては、焼却と埋め立て

は分離しないと、なかなか埋め立てと焼却をひとつのフレームとしてごみ問題を未来に渡って解決していくということも、行き詰まりも感じているんです。埋め立てと焼却灰を含めて、同一の敷地内でやるということに拘る必要性もあるけれど、もう拘るべきではないということも視野に入れなければいけないと思っていますが、その辺の考えは今の時点でどんなふうに思ってみえますか。

浦谷環境政策部長) 今後、色々な幅広い検討をする場面がありましたら、今いわれたようなことも検討する中では、必要な視点になってくるのかと思いますが、現時点ではやはり、一緒にあることの利便性、効率性というものは、大きいのかなって思っています。

谷村委員) 先ほど臭いのことがお話ありましたが、僕たちが良く聞くのは所謂、感覚公害といわれる臭いのことと、音のこととか振動とか感覚公害というように通常お聞きするんですけども、臭い、音、振動については、個人が受け止める差は相当差があるといわれる現実がある中で、特に臭いのことについては、28年から市の職員の方々が調べているということですが、住民の方も言ってみえましたが、そこに24時間住んでみないと、感覚公害の部分がわかっただけないということに対する自分ごと意識が行政のほうにあるのかってということも踏まえると、やはり勤務の間に調べに行くということに留まらず、この感覚公害に対するフォローや調査については、24時間監視とは言いませんが、行って住民が望む、感覚を受けるような調査方法でもっときっちりやらないと、今やっているものをどれだけ繰り返しても、そこについてのすり合せも出来ないというふうを受け止めて来たんですが、その辺については臭いを中心とした感覚公害に対するリサーチを本当にどこまでやるべきかということについても、今一度検証が必要ではないかと私は考えますが、どんな考えをお持ちですか。

小林生活環境課長) 臭い調査について少しご説明をさせていただきますと、28年2月の東山台の説明会で臭いがするというお話を頂きまして、特に早朝、5時、6時、犬の散歩の時に臭いがするとおっしゃる方が見えまして、幸い資源リサイクルセンターは24時間職員が常駐していますので、夜勤の中で早朝、おっしゃるような時間帯、朝どんよりして、あまり霧がないとか気流の乱れがないような時間を狙ってずっと行っておりました。その時に私たちの感覚ではそういった臭いの感覚がなかったものですから、もう少し時間も変えて行ってみようというのがありました。通常の勤務時間の中だけではなくて早朝だとか、皆さんからお声を頂いた時間とかに合わせて行きました。実際には畜産の臭いだとか、薪ストーブばい臭いとかはしたんですが、実際に臭いの実態というものを掴んで調査しなければいけないということもあって、やったんですが、風向きは色々変わるので、言われるとおり24時間おらないとわからんのかなということも十分理解をしているんですが、実際には少し生意気なことを言いますが、ごみ焼却場の臭いというものは、アンモニア、硫化水素、ミチル核酸だとかというようなもので、生ごみの成分というものは、ごみ焼却場で850度以上で燃やすものですから実際には臭いというものはないんです。車の排気ガスのような臭いだとか、HCL 塩酸の酸っぱいような臭いだとか、そういうものがあるということが言われています。そういう臭いがあればそこで臭いをとって調査して分析することも、勿論やるようなつもりでありまして、皆様のお声を聞かないという姿勢はなかったことだけは、ご理解頂きたいと思えます。また、既存施設との優位性は、他の自治体からも羨ましがられておりまして、市民の利便性を考えますと、あそこに行って色

んなごみが1箇所捨てられるということで、市民の皆様にとっては、やはり利便性は高いだろうと、どうしてもコストが助かりますし、2箇所になると職員も機械も配置しなければならないということもある実は1日5回灰を運ぶんです。2炉あって午前、午後と1日5回運ぶこととしています。それはまとめて運べばいいんじゃないかという声もありますが、中で行き来することが私たちは助かっていたものですから、今ある施設を有効に使うという観点からすれば、今近くにあるということは、有利だなと思っておったところです。

谷村委員) 先ほどからダウンウォッシュとダウンドラフトのことやら様々あるんですけども、少なくとも今の位置の煙突のトップの高さと東側に向いた時のサコと尾根のジグザグを見ると、ガス効果の蓄積はずっとあったんだろうなということを感じざるを得ない現状を見た中で、更に東側に近づくとなると例えばあそこに航空法を超えて都市部であるような100mほどの煙突など、平面図による位置おとしだけではなくて、一体の議論を当初からしていけないと、住民の皆さんも様々な情報ツールをお持ちで色んなことで識見が高い方々が現実に多いので、しっかり向き合うためには、先ほどから言っていることを先行しないと前に進まないと感じておりますので、回答はいいませんがそこらをしっかり対応すべきです。既存の位置でもそうですが、新しいところに行っても中山間地域にとっては、山あり谷ありの地形なので都市並みに初めからしっかり押さえていかないと、説明が十分に果たせないということを改めて痛感しているのが最近なので、そういった思いを汲み取っていただきたいと思います。回答はいいません。最後に住民合意において、新聞紙上でも核のごみのことなど様々議論がある中で最終的に住民の判断に委ねることをして合意形成を図ることはしておりませんといわれる中で、先ほどから4町内からもっと越えて説明の範囲を広げるとの意見もありますけど、町内の組織は町内会長も1年2年で代わってしまう、役員も代わるような住民組織の中であって、町内に合意を図ることは、有効な手段でもあるが、審判を仰ぐとか意見集約をもって合意を求めることは、町内会の役をやってみえる人にとっては、あまりにも重すぎて無理かなって、意見交換を行って改めて感じたので、合意形成のあり方についても手法を広げなければならないと感じる。かといって住民投票がいいのかどうか分かりませんが、どの辺をもって合意形成を図るのか、最終的には行政が決定しなければならない中で、あまりにも町内会の人たちに判断の一役を担わせることは、重すぎると感じる。合意形成のあり方について感じておられることを聞きたい。

浦谷環境政策部長) 町内会を窓口とすることについて、限界になる場面もあるということについて、私どもも認識したところです。例えば東山台においては、前町内会長さんと現町内会長さんの見解が違ってしまうというようなこともあって、だからと言って町内会の存在を軽視することはいけないと思いますが、町内会だけでいいのかなという所は、課題というか限界があるのかなとは感じております。ただ、じゃ、どうするのかという答えは今、持ち合わせていません。委員言われるような課題はあると思っています。

谷村委員) 今の部長の答弁を聞いておってもうひとつなんですが、条件付き賛成という回答が3町内から出されているわけですが、賛成か反対か、やむを得ず賛成かの選択肢の中で、やむを得ず賛成ということで賛成にしたという町内も多々あるようなので、やむを得ず賛成のやむを得ずの意味の中にあるのは、焼却炉は寿命が来ているので、そのまま運用してもらって公害が

出るようなことは、どうしても避けたいという思いの中で、やむを得ず賛成したんだとの意見が多くあったように聞いておる中で、先ほどから焼却炉の寿命をもってやむを得ず賛成するというのを逆にとると、牛丸委員も言われましたが、施設の延命は別の議論にして、性能保証をもっと延ばす努力、例えば10年延ばすことが担保されておれば、賛成、反対の意見がどうなっておったかは、現実的に今の焼却炉は限界が来ていることを考えれば、現焼却炉をもっとどうするかということを考えれば、耐用年数の再々延長になるんですか、そういう延長ということもしっかり説明しないと、正しい判断が住民には出来ないと感じたわけですが、既存施設の再々延長は、移転問題とは別の問題として、取り組むことは出来ないか。

浦谷環境政策部長) 現在の性能保証期間というのは30年度末ということですので、そこまでに間に合うのかは厳しい状況になっていますから、性能保証を延ばすことについて、どういう部分にどういう手を掛ければ延ばしていけるのかの協議は今メーカーとしております。ただ、やみくもにどこまでも延ばせられるものでもないでしょうし、費用もかかることからその見極めの必要ですが、そのことへの取り組みはメーカーと今やっております。

谷村委員) 重ねて申し上げますが、既存施設の耐用年数の延長議論と、いつまでもたせるのかという話と、ごみ処理施設の建設は、切り離してやらないと寿命が来ていることをもって新しい焼却場の議論を一体にすることは、市民の責任ではない。それは行政施策の中の話なので、私たちにそのことを振ってもらって判断を仰ぐなんてことは無理なので、既存施設をいつまで運用するのかということと、新しい処理場のことは切り離して欲しいと思っています。

中田委員長) 次の項目にも2、3、4の中にもそのことは出てくると思います。その他に1の項目でご質問がある方は。

西田委員) 1の④で昨年10月の説明会において質問が出て、現在の三福寺の施設が使用できなくなったら、三福寺町以外の場所に移転するのかという質問に対して、その場で回答できなくて持ち帰り調査したと。そしたら、そういう記録はあった、あったけれどもそれは市の意見ではない。そういう先ほどの回答だったのか。もう一度、その辺の説明をお願いします。

浦谷環境政策部長) 記録はなかったということです。

西田委員) じゃあ、どうしてこういう話が一人歩きをしているんですか。それはわかりませんか。

浦谷環境政策部長) 地元の方々ともお話しせられても、俺たちも聞いてないというふうでして、どうしてこのご質問をされた方が、どういうふうに思い込んでおられるのかは、わからなかったんですが。

西田委員) それは、言い方悪いけれどデマというかということか。

浦谷環境政策部長) 恐らく勘違いであろうと考えます。

西田委員) その辺をもっとしっかりと説明された方がいいような気がしますね。まだ、他にもそういうことを思ってみえる方はいるみたいですから。

岩垣委員) 理事者の皆さんのお話を伺う中で、手続き上の話とか説明された経緯とか、計画の段階や交渉の段階とか、色々な話を聞かせていただくんですが、あくまで手続きの上では市としては対応を精一杯やってきたということは、私たちが受け止めさせていただいていますし、4町内廻らせてもらった中では、課長さんの説明も一生懸命、誠心誠意やって頂いたということ

も私どもも聞いています。そのことは評価をさせていただくんですが、手続きの問題と住民の皆さんがそれを徹底する中では、かなりの温度差があることも間違いないわけで、皆さんが説明される様に充実した説明であれば、こういった事態にはなっていないということも一方では出るんですが、何故、こういうことが暗礁に乗り上げてしまうのか。これまでの10年間の進め方が住民の皆さんに理解されないところがあるから、結果として暗礁に乗り上げてしまうことに結果として出てしまう。現課の皆さんだけの問題じゃなくて、今までもごみ処理問題についての行政全体の役割がきちんと果たされてきたのかということも問題になっていると思うんですが、そういうことはどういうふうに考えられてみえますか。これで十分だと、現課としては精一杯やってきたという認識ではいるが、住民の皆さんから回答がいただけないことに対しての温度差をどういうふうに捉えておられるのか。その狭間はなんであるのか。考え方を教えてください。

浦谷環境政策部長) 私たちの説明の順番のところにも、今にして思えば進め方が悪かったところもあるのかもしれない。というのも最初は、候補地選定の妥当性からいって、逆に意識してそういう説明に努めて、どういうことの準備がありますとかを意識して出さないようにしてすすめたんですけど、そういうものを示さなければ逆にダメだというような意見が出てきて、そこで次回はランドデザインのようなことを後から出していくようなことになって、なんか言われてからやるような感じになったところが、ひょっとすると理解してもらいにくいところがあったのかなと思います。当時としてはそういうものをチラつかせたりとか、性能保証のことをチラつかせたりというのは、姑息な話で、それこそそういうものを最初に出していたら、信頼を得られないと思いましたので、敢えて説明をしなかったんですけど。そういう交渉の仕方がダメだったとまでは申しませんが、最初、建前論みたいな説明に終始したようなところを受け止められて、距離感が埋められなかったことが要素としてあるのかなと思います。いずれにしても町内会さんと話していく中で、それぞれの町内に温度差がございますので、そこを見極めながら説明の内容を組み立てていかならんという、私どもとしてはそこを最善のやり方をしたつもりではおるんですが、そういうところもひょっとすると対話の密度が少ないというか、薄いところもあったのかもしれないと思っています。

岩垣委員) 浦谷部長おっしゃるように住民の皆さんの視点に本当に立てるかということだと思います。それは行政の皆さんがいつも説明責任を果たすという言われ方をして、常に議会に対しても町内会に対しても市民の皆さんに対しても説明はされるんですが、その説明はあくまでも行政側の手続きや法的根拠や基準とかに則った説明であって、住民の皆さんはそんなことよりも、不安とか今後の対応とか安心というものが一番大事なので、行政側の立場でいくらお話されても、なかなか相手方にはご理解いただけない。そこには壁がありますから、その壁をどう払拭していくのが、日常の付き合いじゃないかなって思います。その上で三福寺町内会からは毎年、次回は移転を望む要望が出されておったわけですから、そういうところをどう今まで組み立てられて候補地の決定にあたったのか。先ほどもコストや距離、地形とか色々なお話を聞きましたが、三福寺町内会から毎年要望が出されていたことに対して、理事者の皆さんはそのことを当然知りながら候補地の決定をするわけですから、それなりのものを持っていかなければ、合意形成は得られないこと的前提は既に承知済みだったと思うんですよ。その上でこ

ういった事態になってしまうと、相手の立ち位置に及んでいないということに結びついてしまうんです。結果として。そういうことが火葬場の問題もそうなんですけど、こういう事態になる。三福寺町内の要望について、これまでの中で議会の一般質問の中でも出されていますが、このことを日頃から汲み取っていくという体制が出来ていないんじゃないかと思います。そのあたりはどうですか。僕にはそういうふうに思ってしまうんですが。

浦谷環境政策部長) 特に三福寺町内会さんとの関係では、対策委員会を創られるなど他の町内に比べれば、突っ込んだ話し合いが出来る土壌は創っていただいておりますので、そのことは大変ありがたかったわけですが、その中で私どもの選考の妥当性を説明することから始まっていきましたので、なかなか探りあいみたいな感じが続きましてそういった経緯はありますが、ただ、そういう話し合いを続けたことで、コミュニケーションはとれるようになったなと思っていますので、組織を創っていただいておりますので、感謝しなければならぬと思いますが、これまでの要望事項等については、明快にお答えしていなかったことですが、組織を創っていただいておりますことには、ありがたかったなと思っています。

岩垣委員) 三福寺町内会からそういった要望が出されるのが文章で示されることになれば、先ほどからずっと言っているように、4町内またそれ以外の周辺地域全体がそういった状況であることは容易に想像ができるわけで、幅を広げて行政の枠の中の手法に限らない、それを超えながら説明責任を果たしていくということが最も大事なんだと思います。説明責任とよく言われますが、説明をすることが責任を果たすことではないんですよ。それは、相手方が首を立てに振らざるを得ないこと、そこまで考えておられるのなら納得するかという状況にしていくことが説明責任なんです。何でも話せばいいというものではない。説明することが説明責任を果たすことと勘違いされておられる方がたくさんみえると思いますが、それは立場で、業務上説明をしているだけの話であって、それを超えていく中で説明責任が果たされることはあるわけですから、納得していただける状況にまでならないと説明責任を果たしたということにはならないんです。それを踏まえてやらないと全ての面で暗礁に乗り上げる。だから住民の皆さんが感覚的な公害の問題であったり、そういうことを払拭して欲しいという観点に寄り添えるかです。当然国の基準が示されることを守っておられて、今後はそれより厳しい基準をとられますが、既にここ30年間蓄積されたものがあって、それを超えるだけの説明をしないと、物事は形作れないと思いますよ。

このことについて、やり取りしても答えは出ないと思いますが、今後はそういったところを、こういった問題だけではなくて、行政全体が問題意識を高めて火葬場やごみ焼却場問題もそうですが、これらを発端として改めて研究してもらいたいと思います。今のやり方が行政として最良の選択なのか判断なのか、もし最良の判断であるならば、皆さんがそうやって選択されたんだから、進めるべきだと思います。逆に、しかし、それが進められないということになると、最良の選択をされたのかという疑問が生ずることになってしまう。何かあれば。

小林生活環境課長) 一言だけ、ご報告というかお知らせというか、もともと迷惑施設であるということで、最初から今回の計画に関わっているものですから、当然、誰にでも嫌がられる施設をお願いしにくいという立場でいっています。多分、どこに選んでもそれは反対は勿論あるというふうなつもりでお願いしなければというつもりで伺っておりますので、議員さんがひょつ

として思ってみえるかわかりませんが、心の部分だとか心情的な部分で寄り添うことがなかったのかということを感じられてはいかんだらうと、特に三福寺の皆様方からは、あなたたちは町内に用事がなくても顔を出すんやと、それで数字の話とかそんなことよりも、顔出して話したり信頼関係をつくりながらやっていくべきやというようなアドバイスも頂いたものですから、出来るだけ地元へ寄り添っていこうと僕ら担当は思っていました。今、議会との関係や市の決定事項が難しい中で、交渉の最前線で硬いことしか言えないものですから、向こう様が思ってみえるような条件を出せるわけではないんですが、何もありませんが来ました、わざと用事を作っていったようなことはありましたので、それと皆さんはお仕事されてみえるので夜とか皆さんの時間が空いてる時に顔をだすことも一応させていただきました。やはり町内会長さんは重責を担っていただくことは十分承知をしていましたので、引継ぎをしっかりとやるだとか、昨年まではこういうところまで来ただとか繋がりを注意して、単独町内ですと他では何を言っているんやみたいなことがあったものですから、横のつながりや出来る範囲で、今こういう状況でやっています、お隣の町内ではこんな声を頂いていますとか、機会をみて訪問してやらせていただいたことはありましたので、そこだけご理解ください。

岩垣委員) それは重々承知した上での発言ですよ。小林課長が精一杯、誠心誠意やっておられた、説明にも来てくれるし、何回も足を運んでくれたことは、住民の皆さんも評価されているんです。だけど現実にそれが評価されたんなら、やはりこういう問題にはならないわけでしょう。その上で皆さんがやられたということで終わっていくのではなくて、こういう問題を発端にして行政の事業を進めるにあたっては、十分に裾野を整えた上でやらないと。これは正直って条件闘争ではないんですよ。行政の皆さんが決断される覚悟の話だと思います。どんな状態になっても行政の最良の選択だということになれば押し通せばいい。しかし、先ほど言われたように住民に説明することが大事、どこいっても反対されるかもしれない。だけど反対されるのは、住宅地がそばにあるからですよ。住宅地がないところへいけば、また水の問題や別の問題がでてくるかもしれない。しかし、今の問題は住宅地の近くにあるので住民の皆さんが不安を抱えてきたことによって反対をされたり、不安を感じたり訴えられたりする。住宅に近いからそういう話になった。しかし、住宅地が近辺にないところにいけば、そういう話はないわけで。やはり、そういう状況を十二分に踏まえながらやらないと、なかなか上手くできないんじゃないかなと私は思います。答えが出てこないと思いますので。

水門委員) 岩垣委員と全く同感な話なんです。建設候補地選定ということに関して、これまで私たちの委員会にも出てきたんですが、行ってみてつくづく感じたのは、理解してもらえていない。もう三福寺ありきやったと断言される方のほうが多い。私たちとしては、現課のほうで考えられて執行部、市長のほうも選定もこれでよかったんだと。そういう方向の中で地域の方に理解してもらうために行くということで、本当に高山市がそういう思いであるのならば、それで出来るものであるのならば行くべきであろうということで、議会のほうでも委員会の方でもそういう話をして説明に行ってもらったわけですけど、本当に感じるのは、真意が伝わっていないようなあり方を受けます。行ってみると。これは何かと言えば、今岩垣委員が言われたことだと思うんです。説明責任ということでいっぱいやられて話をされたんだと思うんですが、伝わっていないことをひしひしと感じてきました。それは何かと言えば、今の話ではないです

が、課長も市の担当者はどうなの、一生懸命に行ってくださいよと話していますが、ちゃんと来ましたかと聞けば、一生懸命に来てくださったとずっと言ってみえるんです。しかし、選定に対しては行政が公平・公正だと思って出したものが、そういうふうを受け止められていない。やっぱり何かその辺にあるのではないかなと思うんです。これからの交渉についても、これから話をしていく中でも、当然ですけど足を運ぶというのは前から話をしている、小林課長はずっと行ってみえるけれど、何にもなくても覗いてみるとか。前にも言ったかもしれませんが、ある企業として考えれば、迷惑を掛ける企業とすれば近隣の方々にもものすごく気を遣っていかならんことは当たり前なんです。そういうような形で考えてくださいとの中で行かれていると思うんですが、どうも選定についても理解がされていないことが多かったような感じがします。後で委員長のほうから環境面やら補償問題やらありますけど、その辺についても次の段階として出てきたんですけど、一番は何でここの。三福寺ありきで考えたんじゃないの。その話があの場合でも出てくるんですよ。その部分については、皆さん方も本当にこういう評価をして比較をして、あそこが公平公正にみてもあそこが一番いいという思いでみておったんですけど、なかなか伝わっていないところがあったような気がしました。今後どうして行けばいいのかということに関して言えば、今岩垣委員が言ったように伝えることの難しさだと思うんです。そのことに関してはちゃんと伝えました、言いましたと言われると思うんですが、それが地域の方々には心に入っていないんじゃないかという感じがするので、その辺だけ私も意見として言わせてもらおうと思っていたので、ここもお願いしたいと思います。

牛丸委員) 関連して、何回も僕は一般質問でも言いましたけど、全国都市清掃会議というものがあるじゃないですか。要は全国の自治体が創っている全国組織ですよ。そこが、ごみ焼却施設の住民合意形成のあり方を出しておいて、何度も読みましたよ、これを。今の話も一緒なんだけど、これは何かというと、国内におけるごみ焼却施設の計画建設に関わる住民合意形成の典型について、公益社団法人全国都市清掃会議技術部が、ごみ焼却施設整備事業の技術支援をした地方公共団体の中から典型的な事例を取り上げ調査し、今後のごみ焼却施設の計画建設における住民合意形成の参考になるようとりまとめをはかったものである。と纏めた。だから、ここでどういうふうに言っているかということ、明確なんです。住民にとってごみ焼却施設という迷惑施設に関する整備事業計画を地方公共団体内部で決定し、一方的に住民に説明するだけでは、計画を住民に受け入れてもらうことは不可能である。施設整備事業計画の策定には公募の市民委員が参加できる計画検討委員会を設置し、市民の意見が計画に反映できる参加の機会を設けた手続きが不可欠な状況になっている。何故ならば、地方公共団体における計画の妥当性は、情報公開のもとで市民参加が十分に図られた上で作成されたものか、手続き的な公正さにより評価される。要は候補地からひとつ選ぶやり方を全部内部で決めたわけですよ。だからそのやり方に対する不信がでますからね。評価の項目がおかしいと今でも出ますから、だから最初からこういう評価の仕方、選定方法も含めて住民に情報公開して住民と考えることをしないと、もう無理なんだということが全国の大きな経験ですよ。もう出ているんですよ。はっきりしているんですよ。だから僕はそこで合意が得られないのは、ひとつあると思う。もうひとつは、ダイオキシンなどの公害問題については、非常に敏感なのでそれは納得が得られないことはあると思うし、埋立地と工場と一緒にあると利便性がいいと、だから30年も40年もあ

そこで迷惑を受けてきて、市のためにもものすごく利便性のいいところを提供してきたという人々に対する思いがないんだな。だから利便性がいいから続けてやりたいところだ。その利便性によってどれだけ地元の人たちが迷惑を受けたか。市はものすごく利便性が良くて効率が良かったかもしれんけど、地元の人はずっと迷惑を受けておったんやで。そこが住民の感覚とずれるんじゃないかなという気がしますけど。以上です。

中田委員長) まだ、2も3もありますので。

渡辺副委員長) 三福寺町の建設検討委員会も決まって、やるようになってから創るというような説明があると、失礼な言い方になるけど、逃げ道ではないけれど、例えば環境問題はどうか、もっと厳しく出来るのか、それは、検討委員会の中で決めてもらうんやみたいになると、全部その中で決める形が、それも含めて検討する中で建設に向けて検討するなら分かるけど、それが後になってくることもあるし、あとは、迷惑施設という中で説明して当然、保障期間があるということはあるんだけど、迷惑施設だけでも例えば熱があまってくるのでそれは、例えば健康のための温浴施設であったり、ランドデザインを含めた複合施設の考えがあるんだとか、そういう意味で地域のあのあたりは避難所としての位置づけなども確立した形でやっていくんだというようなことがあると、地域の人たちも心配もあるけど、そういう安心もあるというようなことも検討委員会の中で、地元から要望が出てくればやる、そういう意見が出てくればやるという考え方。行政も難しいと思うけれど、ある程度地域が良くなるんだということも含めた形がないと理解がしにくいんじゃないかとは思いました。

中田委員長) 時間が経過しております。1についてはこれくらいにしておきますけど、皆さんからご指摘いただいたようなことは、ご理解はいただけたと思っています。私が1の①でこれを入れたのは、5年間延長されるということを決められた時点で、もう10年間の中で色んな議論があったと思う、行政の皆さんは何もしなかったわけではない。必ず次期はどうするんだ。私が13年の基幹改良のときに立ち会って、その時にやった議論は、高山市を含めた飛騨地域のごみの量が一体全体、下呂市、高山市、飛騨市の新しい施設になったときに、ダイオキシンの発生を防ぐ高温での1000度近い燃焼に耐えられる量が今後、維持していけるのかという議論もあった。そういうことも含めて皆さんは議論してみえたはずなんだ。但しその中で5年の期間延長をされた決断には、その時点で行き詰まっていたと思うんです。それは何かと言ったら今説明された、現有地の優位性がありすぎるから。新たに皆さんが現有地のところに候補地を選定するということに対するためらいは内部でいっぱいあったと思います。但し、今まで皆さんがご指摘あったように、宅地化が進んでしまった。そういう中で今ある場所よりも住民の皆さんに50mも近づくんだという案を持って出られた時の皆さんの議論は、ちょっと足らなかつたんじゃないかと委員の皆さんのご指摘だったんです。もうひとつは、谷村委員からも出ましたし、牛丸委員も言われた新しい基準。各地の処理計画に新設を計画されている報告書も読みました。何箇所かあるんですが、同じような考え方を前面に出して、周辺住民の皆さんの気持ちを逆撫でしないような形で準備をされた。これがやっぱり一番じゃなかつたかなと思います。そういう理事者の皆さんが説明しきれないところが、計画の中にはあるものですから水門委員からもでましたが、当初選定をした妥当性よりも、ありきで押し付けてきたというご意見のほうが多くなってしまった。そのことをお伝えしときたいと思います。それから、今

の説明責任ということがありますけれど、私は12年に受けた研修で、アカウントビリティー説明責任という日本語訳が間違っているんだ、アカウントビリティーは結果責任をとられる。何かといたら結果責任をとられるのは行政なんだ。それも担当者なんですよ。そのところは緊張感をもってこれからも計画に進んでいただきたいと思います。我々は議決責任で皆さんのほうが決定されたことが本当に市民のために役立っているのかということを中心に審査させていただきますので、今のような暗礁に乗り上げる前に私たちも市民のためにより良い方向を模索していきたいと思っています。岩垣委員が言われたようなことは、レスポンスビリティーだと説明されたんです。応答することが説明責任ではないんです。結果責任をとることがアカウントビリティーなんです。だから最終局面までしっかりと議会も担当課も市民のためにもう少しより良い方法を模索していきたいと思っています。少し長くなりましたので、10分間休憩をとります。再開を11時15分とします。

＝休憩＝

中田委員長)定刻前ですが会議を再開させていただきます。それでは質問事項としてお伝えした、2番目の健康面、環境調査等に関する部分について皆さん方からご質問なりご指摘をお願いしたいと思います。

牛丸委員)読まれた文章でもう1回説明して欲しいんですが、国が定めた基準を遵守するのが市の責務だと信じてやってきたというようなことを言われましたが、もうちょっと説明してもらえないですか。

浦谷環境政策部長)私どもとしては説明できる数値の基準は、国の基準がそれにあたると考えますので、科学的な意味を議論する知見は持ち合わせていませんで、国の基準を守っていくということをもって、市民の皆さんの不安にお応えできるものと考えています。そういうふう信じているということを申し上げました。

牛丸委員)今はインターネットが発達したのものでものすごく情報が氾濫しているのが事実ですけど、だからテレビニュースで偽りもありますから。ある程度の正しい情報だっって入ってくる面はあるんですから、見かたできちっと見れば情報はあると考えますけど、自主規制している話ですよ。住民の皆さんが不安を持っているから自主規制する自治体はいくつか出てきていますよ。検索すれば出てきますから、そういうのがあるのに国の基準を守っておればいいということは普通に考えて例えばダイオキシンを年に1回しか調査しないじゃないですか。しかし、ダイオキシンは常に変わっているんです。1年間だっってどこが多いのか分からないのに、1回だけがそれも1時間や2時間だけが基準以内だったら、全部が基準以内だという言い方は、それはおかしいと思わないか。普通に考えると。変化しとるんやよ、何回も。年1回みていけばそれでいいんだということは。国はそうやっって言っているけれど、それが基準内だっってという言い方は普通に考えておかしいと思う、僕は。住民の側からするとやよ。年1回でいいといわれるから1回で終わっている。それを信じているといわれるのは、疑問に感じますが。それでいいんだっって、どう信じるの。毎回変化しているんやよ。そういうのが不思議でならないと。だから住民にしたら普通に考えておかしいと思うのが当たり前です。だから僕は色々調べたけど、東京は年4回やっていますよ。4回でも変化しますよ。でも不思議に思うのは極端に低い、あまりにも高山市のダイオキシンの数値は大きい。排ガスの。古いんですよ東京の施設も。古いけれ

どものすごく数値は低い。0.00000… ゼロがものすごくあるんですよ。高山は0.1とか0.2とか何とかだけど、100倍も1000倍も違うと不思議に思っているんですけど、その辺も住民の皆さんも知ってみえるので、もう少し積極的な対応をしないと、普通に考えてもおかしい。情報公開で聞きたいのは、ばいじんとか焼却灰のダイオキシン濃度はなんで公表していないんですか。ホームページで。僕はダイオキシン濃度はどこで公表しているのか聞いたら、維持管理の状況で公表していると言って説明を受けたんだけど、この中がない。ダイオキシン濃度です。

小林生活環境課長) ダイオキシン濃度の公表はあります。下のほうです。横長の。何年のをご覧くださいになってますか。

牛丸委員) 28年です。

小林生活環境課長) 4番です。

牛丸委員) それは排ガス中です。ばいじんとか焼却灰にダイオキシンですよ。ばいじんとか焼却灰のダイオキシンはなんで公表していないの。

小椋職員) こちらの維持管理の情報は、処理施設の維持管理が処理法で決められている、焼却炉の維持管理の中で決められている情報を公表する様式ですので、この中にばいじんや焼却灰は含まれていないということです。ダイオキシンの法律には制度は義務付けられているんですが、こちらの様式には別の法律に基づいて作成しているためです。

牛丸委員) 測定しているのがわかるんだから、県が公表しているのはあなた方が測定したのを公表してあるのに。他の自治体をみると公表してあるんですよ。測定したら全部が。自分たちのホームページなどで測定したらこうでしたとか公表しているのに、あなたがたは自分たちが測定したものを公表していないんだ。だからそういうのが不信を抱くんですよ。わざわざ測定しているのに公表しない。

小林生活環境課長) 隠しているとかそういう意図はないんです。勿論、書式があって出しているのが先ずあるんですが、一応地元の方に立ち会っていただいて、勿論その情報は出すのと広報たかやまに出しています。これからももっと地元の方の安心に繋がるようにもっと情報を公開してまいります。すみません。

牛丸委員) 例えばH24年のばいじんの数字なんて9.1Ngがでていたんですけど、ものすごく多い。普通3が基準なんだけど、高山市は処理しているから、問題はないということはあるけれど、ものすごく多いということがある。そうすると、相当ダイオキシンがでる施設なのかと思うんです。高山市の施設が。だから排ガスから出るダイオキシンも基準以内だけど数値が高いという。一度伺いたいのは、機関改良でバグフィルターを新設したじゃないですか。新しいバグフィルターをつけたのに、どうして他の都市よりもこんなに多いのかが不思議ですよ。バグフィルターは最新の性能のバグフィルターをつけてある。それなのにどうしてこんなに沢山でくるのか。普通に考えると網目かなんかになっていて、ダイオキシンがある程度の大きさなら全部除去されるはずだから、出てくるのはちょっとであるはずなのに沢山出てくるのは、バグフィルターの性能が悪くて止められないものだから、基準値内やけれど多くでてくる。そういう状況があるのではと、ものすごく心配しているんですが。

小林生活環境課長) おっしゃった数字9.1Ngというのは、飛ばいの数値ではないかと思えます

が。

牛丸委員) ばいじんですよ。バグフィルターで集めた時のやつです。

小林生活環境課長) それは埋め立てをするものなんですけど、バグフィルターのフィルターを通る前の灰です。その後は排ガスになる。その手前のやつなもんですから、当然埋め立ての基準は3 Ng という基準以下であればそのまま埋め立てていい。それ以上であれば薬で固めて埋め立てることで、流失しないようにする基準になっていますので、バグフィルターを通る前の灰なもんですから、当然基準以上になる。数値の大小ですが、今の施設は機関改良をしてダイオキシンなら1 Ng/立法mの規定になるような仕様になっておるものですから、それに合うような薬をふいたり、その数値以下になるようになっていっているものですから、多分、東京だともっと数字が厳しくなって、除去施設だとか薬の量とかで調整されていると思うんですが、今の施設についてはあくまでも、その時は機関改良で1 Ngという仕様書で薬の量が決まっているので、それ以下になるような仕様になっているので、新施設になればその基準をもっと自主規制で規制値をするというようなことを今までお話をさせてもらってきています。

牛丸委員) 僕が聞きたいのは、東京でも古い施設なんだって。だから基準は恐らく1 Ng なんだけど、それでも0.0000…になるのは、同じバグフィルターというろ過装置をつかっているのに、高山とそんな古いバグフィルターと高山の新しいバグフィルターと、高山は新しいわけでしょ。なんでそんなに出てくるダイオキシンの量が違うのか。その性能によって違うということなんですか。同じバグフィルターでも。

小椋職員) 先ず、焼却炉の能力が一般的にですが、焼却炉が大きいほど安定した燃焼になります。安定燃焼するほうが、ダイオキシンの濃度は下がるということで、東京は大きい炉ですから安定燃焼が図られていると考えられます。あと排ガスの数値を抑えるために必要な薬剤は何種類かあるんですが、私どもは先ほど課長が申しあげましたように、それを満たすような消石灰などの薬剤を噴霧してバグフィルターで処理をしているんですが、東京のほうではもっと高度な薬剤を噴霧することによって濃度を下げているということだと思います。

牛丸委員) 基準内でも高い濃度のダイオキシンを出して、住民に迷惑をかけているという事実はあるわけですよ。性能がそれなので仕方がないというけれど、そういうことがあるのに基準内ならいいなんて、他の性能の高いところで数値が低いところと比べたら、基準内ならいいですよなんてことには、ならないですよ。もっと言えばさっき言った、ばいじんの話でいくと結局なんかで固化して埋め立て場に持って行っているわけでしょ。ダイオキシンの塊ですよ。あそこは。焼却灰とばいじんの固化したものと焼却灰とを持って行っているわけでしょ。全部ダイオキシンが含まれているわけでしょ。そういうふうにして身近にそういうものがあるってことも、住んでいる人にとったら恐ろしいよ。いつまでもそこにあるわけですから、高山の焼却場は大規模でなくて中規模だから燃焼効率があまりよくないので、出やすいというわけでしょ、今の建物は。東京は大規模だから燃焼効率がいいかもしれないが、高山の100tくらいは混ぜたりできないからダイオキシンは出やすいということでしょ。そういうものがあるってこと事態が、納得できないじゃないですか。恐ろしいですよ、現実問題として。いくら基準と言われてもですよ。

小林生活環境課長) 色々と本当に勉強させてもらっています。念のために埋め立て処分場の水の

検査はしております、それを基準値内ということは勿論確認しております。最低限の基準は守っているんですけど、逆に最低限のことをしているとか、基準を守っているとか逆に勉強させてもらっているんですが、住んでいる人にも受け止め方が色々あるので、そこらへんが私たちが基準を満たしているのでもいいってものではないってということも今回、十分教えていただいたので、これから気をつけていきます。

牛丸委員) 今年の7月9日に上田市で上田市の共催で「どうするごみ焼却場の新設と生ごみリサイクル」というシンポジウムが開かれて、上田市も今建設しなければならないということで、しかし、本当にごみを減らさなきゃいけないということで、生ごみを減らそうということで、「どうするごみ焼却場の新設と生ごみリサイクル」という題目でやられて報道されていましたが、そういうごみを減らそうという取り組みはないんですよ。市民全体でごみを減らして行くというのは何もやらずに、ごみを減らすなんて話は出ずに、新しい炉を造らなければならない話ばかりで、姿勢が違くなって思っていますけど。その中で問題がこういうのがある、東京農工大学名誉教授で日本環境学会の会長なんですけど説明しているのは、焼却炉が稼動すると風下の地域では小児喘息が激増し、稼動をやめると激減する。これは横浜市でそういう状況が起きている。要はごみ焼却炉の風下で排ガスが流れてくるところは、小児喘息が多かった。その焼却炉をたまたま止めたら、減ったというわけです。これは相当、地域では現実問題として出ているみたいなんで、そういうことで焼却炉が住宅地にあると問題としてあるんだなっていう報道記事を見て感じました。そういう話をされたようです。横浜市では。だからそういうのを見ても、近くに造るとするのは、国の基準だけではわからないものがすごくあって、だからみんな反対運動が起きたりするのとは当然であるので、基準を守っていれば安心だなんて考え方は通用しないと思う。国自体が最近信用ならない。だって20年間も同じ基準でいいわけがないじゃないですか。0.1とか。普通に考えたって古い炉は1.0、新しい炉は0.1なんて言ったら、例えば暫定的に5年間だけいいというのならわかる。ずっと10何年の古いか新しいかで排出基準が違うなんてことは、異常じゃないか。普通に考えたら異常だと思います。以上です。

谷村委員) いまの牛丸委員が言われたダイオキシンが先ほど来質問で言いましたけど、長い経年の中にたまるんだということの中で、第一埋立地の公園広場の計画を出されたわけですけど、地域でも言われたんですけど、地中の温度が決して低くないんだと、いまでも発酵しているんだという中において、まだ発酵中の土壌温度にも関わらず、こういうものを条件として出してくるということについて非常に不信があるという意見があったわけですけども、この埋立地の地中温度がまだ下らない中において、こういうプレゼンというかこういうことをなぜそこはまあある程度知っておみえになったというふうに予測はするわけですけども、これがいつ何十年後に完成するかもわからない中で、完成後にはそういう土壌影響もないということも前提となるのかもしれませんけど、現状としてはまだ地中温度がある一定の深度にいくと高いんだということを確認してみえる住民がみえる中において、このものの計画の着実な実現性も本当に担保できておらないのかということも一方で思う訳ですけども、その辺、今後の公園整備と土壌状態ということについて、どんなふうに捉えてみえるのかももう一遍確認したいんですけども。

小林生活環境課長) 跡地利用ということでランドデザインなんかをご提案させていただきました。それで、埋立が完了した第一埋立処分場について、公園にするということでプランをお出ししました。東京都かいろいろなところで埋立処分場を跡地利用しているところはたくさんございまして、その対策というのはある程度技術的に確立されているという、実績もあるものですから、温度については、差が20度以内ということで、その基準にはおさまっているのですが、ずっと経過観察ということをしておりまして、年4回測っていかうということで今やっています。ガスとか、水とかも測っております。今のところ、水について問題ないと、温度についてもその基準以下におさまっていると、ガスは微量ながら出ているがそれも経過観察をしていると、2年間そういった異常がなければ閉鎖ということができるんですが、ただ、22年くらいまで埋立をしているので、まだ十分それが土に戻っていない部分があるんですということは掘った中でわかったものですから、それはシートをひいて下からガスとか出ないようにするだとか、空気穴をさんきかんをもうけるとか、そういう技術的な対応はできますので、あと幸い今のプランで行くと焼却場が最短でも6年かかるというなかで、あそこを整備して調査をしてそういった形に技術的な計画をしてやればまったくできない計画を出したということではないので、それはできるというふうに認識してお出ししました。

谷村委員) いま課長おっしゃったように、いまの議論の中でも基準の範囲内ということでいけるんだということですけど、そこがやっぱりまさに住民意識と行政側の基準との意識の差が現実あるんですね。だからたとえば地中温度が20度以内ならいいとおっしゃるけども、住民にとっては5度も6度もまだ下がふつふつと沸いておるところにということの感覚差がどうしてもいまだにあるので、今のようなことを私どもにもそういう説明をされれば、住民にも同じ様な説明をされたと思うんですけど、そういうような先ほど何回もみなさんおっしゃっているように、基準ありきの中で、一定限いけるんだということは裏担保としては大事ですけども、市民感情としてはなかなかそこが温度にしても上がっているということが影響がゼロではないという、市民は感覚的なものが強いと思うので、感覚的なところにしっかり寄り添わないとこんなのは絵に描いた餅だと言われても、ある範囲ではそのように理解されても仕方ないと思うので、もう少し感情論を全部受け止めろとは言わないけども、その辺の言葉尻というか、相当柔らかく言っていかないと、難しいと。しかも、普通これが出来上がった状態でここに建てさせてくれというふうじゃなくて、これは作りたいと思うということだけの条件なので、ある地域ではこういうのは条件ではない、これが整ったうえでなおかつここにやるんなら条件だけど、まだできてもないことをさぞできるように言いつつここでの整備も併せて既存周辺でやるということとで説得しようとするということについては、先ほど来岩垣委員も言われましたけど、そのきく話と、納得するは別のことになってしまっていて、今の温度のこともそうですけど、説明としては課長が言われるようにいいと思うんですけど、納得ができないんですね。納得ということに対しては改めて特にこの健康面とか環境問題というのは本当にシビアというかすれすれのところなので、もう少し地中温度にしても4メートル下が15度で、上が9度とその5度がどの程度の影響があるのかなのかということについても、市独自として研究をもう少し重ねてもらわないと、結局市にそういうことについて答えを求めているという現状がある中で、市民とか周辺住民から言われていることについて、予算かけてでもその答えを導き出すような検証というか

研究をする必要はあるのではないかと思いますけど、財源がかかることですけど、そういう視点も一方では新たに加えていかないと、なかなか理解納得が得られないという現状を改めて感じるわけですけども、こういった側面についても独自調査をするんだというようなことについて原課の方々の考えとか思いはあるのかなのか、そんなことは私どもの知見の範囲内でないのでそこは全くふれずじまいでいくのか、現状の思いとしてはどんなことを思っていますか。

浦谷環境政策部長) 結論の方から申し上げますと、そういういまのご指摘の温度のこの影響というようなことは今後市民の皆様の説明する場面が出てまいると思いますので、どういうふう to それをとらえていただければいいのかということを経験の範囲だという単純な説明ではなくて、納得する受け止め方をしていただけるような調査をしたいと思っております。ただ、いまのランドデザインのことは、その跡地利用を求めていらっしゃる住民の皆さまの逆に強い思いもございますので、ことさら基準値の中にあることを危険があるかのような言い方は慎重にしなければならないと思っておりますので、そのことを今この段階でそういう言い方は控えなければならぬかなと思っておりますが、いずれそのことは説明していかなければならないことですので、説明できるような分析調査をしてまいりたいと考えております。

谷村委員) そういう感覚に先ほど来寄り添って取り組みたくないかもしれないけど、取り組んでいかないと、ことは一歩も前に進まないと思っているので、ぜひともそういった細かい詰めを早急にやっていくということも、市民感覚だと改めて意見交換の中で感じているので、なんとか予算措置も含めて考えていただければと思っています。

小林生活環境課長) 実は、今年もすでに発注はしております、6か所の穴を掘ったところで、水と温度とガスについて調査をするように発注をしております。予算措置をさせていただいて今後の継続をさせていただきます。別途、におい等の調査もしてまいりますので、その辺は対応させていただきます。

岩垣委員) ダイオキシンの関係で、不安を荒立てたりするつもりは全くないんですけど、一番東山台周辺で感じておられるのは、においとダイオキシンの心配なんですよ。前出された勉強会の資料の中に土壌中のダイオキシン濃度について下三福寺が28年、27年だったか、飛び抜けて高いんですけど、国の基準よりは大幅に下回ってる部分はあるんですけど、これ下三福寺の人もよくわからんのだけど、と言われたんですけど、何か原因みたいなものは把握してみえますか。どういうことでそういうふうになっていたのかという。

小林生活環境課長) 説明会でも高い数字について見解を求められたことはあるんですけど、正直言って原因については不明でございます。ダイオキシンについて、いろんなダイオキシン発生要素がありまして、わからないんですけど、焼却場からの排ガスがたまって、雨でもまた流れていくもんですから、どうかということで調べてはいるんですけども、そういったものとか、そこでひょっとして農薬が使われたとか、農薬の成分にダイオキシンが入っています。あとはそこで花火をやったとかいろんなことが考えられるんです。実際農地でやると農薬の関係でたくさん数字が出ることは実際としてあるんですけど、正直これがなんだというのが正確にはわからないんですけども、数字が低いもんですから、そんなに心配にならなくてもいいのではないですかというお話をさせてもらっています。

岩垣委員) そこらへんの、さっきから議論になっているように、住民の感覚というのはその数

字だけでおさまっていく話ではないので、こちらからそういうものを提起してお願いするに当たっては、不安を払しょくできるだけの材料は整えないと、なかなか科学的にそれが検証できるのかというのは僕もよくわかりませんが、そのくらいの精度を高めてやらないとなかなか説明しきれないんじゃないかなというふうに思うんです。東山台の皆さんでも健康被害の問題も感覚的な問題として捉えておられるので、一概にダイオキシンが即影響してどんな発がん物質が含まれていたというようなことが証明できるものではないと思いますし、因果関係がどうだということは言えませんが、現実にはそういう不安をもっておられるということは事実で、結局あそこの近隣の畑がありますけど、畑で野菜なんか作りたくない、気持ち悪くて、だから、そういう状況をどう払しょくしてやったうえで、安心というものを担保してやるのかということも考えないと、それはあくまでもさっきから議論になってますが、基準値以下だけの話で説明できないですよ。そういったところが食べるものも含めて、空気もそうですけど、そういった目に見えないもの、どういうふうな視点にするかという話になるとやっぱり住宅地周辺というのは適地であるのかというのは死ぬほど考えなくちゃならない話につながってしまう。そういうようなダイオキシンの濃度についても、煙の問題もにおいの問題もないとはみなさんおっしゃるんですけど、現実には住んでいる人はあるっていう感覚でおられているので、それはみなさんが判断されていることと住民のみなさんが受け止められていることは温度差があるので、埋められないですね。そういう不安というのは対応してもらえないかなというふうには思いますけど、どこまでやってもやり過ぎたなんて話にはならないんです。こういう問題は特に。だから、そこまでやるのかみたいなことを言われることまでやらないと、それでもやり足りないのですから。受ける方は。それくらいの気持ちでいいとなかなか折り合えないと思います。

浦谷環境政策部長) おっしゃることを真摯に受け止めなければならないというふうに思います。居住地の中であること、今までそのことで安心してくださいというふうに申し上げておりますけども、そのことは正しいと思いますが、回数を増やすとか、箇所数を増やすとか、できることの、そういうことにむかっている姿勢を市として見せるということも理解していただけることにつながることになると思いますので、しっかりやっていきたいというふうに思います。

岩垣委員) 更に今後どういう結論が出てくるのかわかりませんが、性能保証期間を再延長するにあたって、今以上に更に2段階、3段階、国の基準を超えていくような基準を改めて設定してもらって、住民の皆さんが、建設するのか移転するのか別の問題としても、あそこにある以上、あそこで稼働する以上、この問題だけはさらに厳しくやってもらいたい。それでも納得はしてもらえないですよ。それでも。だけど、行政のスタンスとして自分たちがあえて厳しいハードルをさらに高く掲げて、それを住民のみなさんに誠意として見せる、それしかないですよ。というふうに思います。

中田委員長) ある住民から、ダイオキシン測定値が発表されて我々は聞いている。ただし、それでもそれを20年間浴びてきているのは東山台だという言い方をされた。これは皆さんからしたら納得いかない言い方かもしれませんが、我々が見てきた範囲の中の煙の風下というような設定を斟酌しながら後から考えると、非常に大きな感覚的な指摘ではないかというふうに思うんです。こういうことも大きな今の暗礁に乗り上げる障害の一つになっているということだけは受け止めてほしいというふうに思います。すべてが科学的根拠で割り切れる問題でもない

ということが、今回も非常に住民意識の中に色濃く出てきておりますので、その辺のところを少し考慮の中に入れていただければいいかなと思います。

### 3. メーカーの保証期間について

牛丸委員) この性能保証期間というのは、どこへつくるかという問題とは別問題として、もうここまできたらこれはこれで住民の方々がものすごく不安を持っている。それを取り除くことは市として責任あることなので、しっかり取り組んでほしいと思いますけど、いま話し合い協議しているということですけど、たとえばどのくらい伸ばすとか、どっちにしたって何か必要な工事を来年度やらなければ間に合わないじゃないですか。そうすると今の予算案の中にこの程度のことは入れておくとかということも含めて、協議はされている理解でいいのか。例えば今年中くらいにはこういう性能保証をやる予定で来年度こういうことを実施して受けますとかという、スケジュール的にはそんな感じで進んでいるのか。どういうふうなのか。

小林生活環境課長) おっしゃるとおりでございます。現施設の維持管理というのはもちろん責任として住民の方に安心していただかなければいけないということで取り組んでおります。今年中を目標としておりますが、いま性能保証していただいているメーカーとのやりとりをしております。少なくとも今から着手しても35年まで絶対かかりますので、そこは必要な措置として長期計画、性能保証の延長を、今話をさせていただいております。例えばそこまでもたせるためにどういうところを直さなければいけないとか、箇所だとか、費用だとか、年度計画というようなことをいま詰めておりまして、今年度中を目標にその計画を練るところでございます。

牛丸委員) 5年は短いと私は考えますが、もっと長くしないと無理だと思いますけど、そういうふうで出てくるということなので、そのへんもちゃんと住民に、そのことはそのことで、どこにつくるかは別問題で、性能保証というのは今建ってる限りはしっかりやらなければならないので、本当に不安に思ってみえますから、そのことをよく言われるんです。だからそのことは早くそういう方向でやっているという説明は、どこにつくるかは別問題にしてきちんと住民の不安を取り除いていただきたいというふうに考えます。そうすると例えば前回延命化したときに、21年か2年かあの頃に30年とやった時に、その時の資料で僕が情報公開でもらったやつでいくとこういうことが書かれている。ひとつは、本年度更新する煙突が平成31年度以降に最更新工事が必要である。もうひとつは延命化対策を実施するにあたり、一般的な機器の対応年数は7年程度であり、平成31年度を超える場合に機器は大規模改修あるいは再更新工事が必要になる。そしてもう一つが、現時点で堅固な状態を保っている工場棟建屋においても平成31年度を超える頃、築三十余年には何らかの老朽化の兆候、疲労の影響が出てくると考えられる。要は、煙突も機器も建物も30年越えるといろいろ出て来るということで、そうすると相当費用が掛かると考えるんですけど、こういうことを含めて検討しているという理解でいいわけですか。

小林生活環境課長) おっしゃるとおり、その3点が非常に重要なポイントでございます。煙突については毎年肉厚の検査をしております。想定よりも減っていないとかそういう状態ありますのでまだ健全性が保たれていると、やはり一般的な寿命は10年ということでそうい

うふうに考えますが、当然毎年検査等をしてどれくらい耐用年数がもつんだとか、どれくらい減るんだとか、どれくらい大丈夫なのかというようなことを毎年やりながらやっておりますので、幸いにして煙突については意外と健全な状態であると。あと、建物のコンクリートもですね、一般的な言われ方としては40年とか50年、コンクリートが中性化して弱くなるのではないかということが言われます。幸いいろいろなところを見てみますと、意外にコンクリートも健全でございます。ただ、ごみキットの下というのはなかなか検査ができないので、そこを強度検査だとかコア抜きとかということも必要になると思うんですが、そこらへんについてはコンクリートの厚みだとか、隔離だとかその辺を調査して、健全度をはかりながら更新計画をたてていくというふうに考えております。当時はそういう一般的な耐用年数で31年ころに更新の時期がくるのでそこを目指して建てましょうということでありましたが、そこら辺は維持管理をしながら耐用年数をはかりながらやっていくというところなんです。コンピューターについてはその時7年くらいということを言われています。7年くらいは31年だったんですけど、今のところ健全ですので、いろんなもの7年か10年ということも言われていますので、10年くらいを目途にコンピューターについても更新なり部分的な入れ替えなりということ、そういうことは考えております。そういった色々な要素、細かく挙げながら年度計画、長期計画で、少なくともということで35年くらいまではかかりますので、それ以上も視野に入れなければいけないと思うんですけど、そういったことでやっております。

牛丸委員) もう一つは、久々野。読んでいくとこういうふう書いてある。高山のごみの量が多いもんだから、久々野のを入れられる状況ではないというふう書いてある。久々野のやつを入れると100トンの能力を超えてしまうもんだから、久々野のは入れられないと書いてあるんだけど、そうするとその状況というのは今後の見通しとしてはどうなんですか。

小林生活環境課長) その当時、もう少し減れば久々野に入れられるという算定をしているんですけど、いまの高山市のごみが実際あまり減らないという現状です。その原因については空き家の整理だとかリフォームだとかで、かなり粗大ごみとか畳とか、そういうものがかなり増えている、事業系のごみが増えているので、人口が減る割にはごみが減っていないもんですから現状ではちょっと久々野のごみが入れられなくて、高山の埋立処分場にも畳だとか破碎のごみがなかなか焼却できずに残っている状況です。炉が古いもんですから、100トンというごみが燃やせなくて、ごみが軽いので80トンくらいしか燃やせないもんですから、燃やせなくてまだ埋め立てにたまってあるものがあって、折を見て入れているような状況で、いまのところ久々野は入れられる状況ではないもんですから、久々野も同じように延命化ということで今年同時に検討しているところでございます。

牛丸委員) 久々野の延命対策みたいなものも、同じように出てくるという考えでよろしいですか。

小林生活環境課長) はい。

谷村委員) 牛丸委員の質問に関連するんですけど、既存施設の延命化ということにおいて近隣住民の現状不安が今よりも少なくなるということにおいては、個人的にですけど、煙突が高いというのは誰が考えても今の40メートルの高さよりももっと高ければ、現状よりは不安は少なくなるというのは理屈がわからなくても、地上との高さがあればあるほど、その払しょくはできるという中で、いまの様々な計画の中で景観的なものはもちろんあるとは思いますが、

40メートルを例えばですけど59メートルにするとか、場合によっては60メートルを超えて航空法の触れる範囲内においても現状不安の払しょくという、あそこにある限りは、そこについてその触れられる可能性というのはあるのですか。

小林生活環境課長)今のところ、煙突を高くするということは実はさっき煙突が今のところ健全な状態なものですから、入れていないです。そこら辺についてはもう少し住民の皆さまのご意見やお気持ちを汲むことができればというふうには思っているのですが、かなり基礎からやり直す、10メートルくらいの基礎が入っている、耐震で、それをやると建物とかに影響ということも考えられますので、基礎を大きくしなければ、高くすることはできないと思いますので、耐震上、そこら辺もあるので、もちろん今の煙突でそういった拡散が十分でないことなのかかわからないですけど、もうちょっとそこについては考えていかなければいけないのか、トータルとしては住民の皆さまの不安というのはこの機会に取り除くような形で努力していきたいと思っております。

谷村委員)そこが、さきほど岩垣委員が言われましたけど、やりすぎはないんだということで、そこまでやるのかということが一つのその理解につながるということなので、当然高くなればベースが大きくなることは誰もわかることなんですけども、表に平屋の車庫がありますけど、一部かまってでも、そこまでして現状不安を払しょくするというようなやり過ぎ感ということも一つの重要な取り組み、現状への不安の取り組みということについてはこれまでのいろんな住民との中でも、軽視はできないと思っているので、そこに触れるか触れないかの議論も行政側の方でももう少しするべきではないかということを感じているので、またそちらの議論の中で、もうちょっとそこについてはコストも含めてできないという議論、もしやるとすればどういう効果があって、どういう負担が伴ってでも、今後につなげるための、必要な投資、費用だと考えれば、やぶさかではないかなと若干あの場所においては思うので、ぜひ少し頭の片隅にでも置いていただきながらもう少しそういった議論も重ねてもらいたいなということをおもうのでよろしくお願ひします。

岩垣委員)今までの話と同じようなことになると思うんですけど、性能保証期間を延長するにあたって、もう予算枠みたいなものはおおまかには頭に入っているんですか。予算の範囲内はどの程度だとか、全体の性能保証期間を延長するのに。なんの制限もされていないんでしょ。いま。

小林生活環境課長)現状としましては、いまメーカーの方から聞き取りをしまして、当然そういうメーカー見積費用だとか、そういう積算を第一段階、まだ精査の前ですが出てきているような段階です。いま年間だいたい1億かけて委託、4500万法定検査、毎年決められた検査、5500万円を修繕とかやっているんですけど、それが1億から2億3億というようなレベルで当然そういう費用があがってくるであろうなという想定はしております。住民の皆さま、ひょっとしてこれは勘繰りすぎかもわかりませんが、あんまりお金をかけてやると、もうちょっと長いこといるのかと思われる住民もちょっと心配もあるところなので、煙突だけ補強して今度建物が先に傷むと、今度建物をやって、またどんだんいる時間が長くなるということもあろうかと、そこら辺バランスを考えながらやらせていただきます。

岩垣委員)そこら辺の捉え方が、非常に難しいところですけど、行政の皆さんからすれば、ただ

やっぱりさっきも言ったように、住民の皆さんはそういうことじゃないので。現実には移転をしていただくということがだいぶ前から、30年前からずっと稼働している中で、三福寺町内会から移転を望む声が毎年毎年あったわけでしょう、現実には。そういうことをまわりの3町内だって結局同じような意思の中では判断をしてみえることは明らかなんですから、それはあまりお金をかけすぎるからそこにとどまるという話ではなくて、必要なものは必要なものとして投資しなければいけない。だから市民の皆様にも、さきほど牛丸委員言われたようにやっぱりごみの全体量をどう削減していくかというふうに持っていくことの方が僕は本筋だと思います。そういう議論をすすめていく方が。だからこれだけの投資があるので住民の皆さんにも理解されないし、だから市民の皆さん全体でこの問題をどう捉えるかという問題意識の啓発にもつなげていって、ごみの減量化にもつなげていく。私はそういうふうにありますけど。

浦谷環境政策部長) ご指摘いただきましたように、ごみの行政全般の中で焼却場のことを捉えて、どういふ延命策を計画的にとっていくかを考えるようにして参りたいと思います。

岩垣委員) 三十年後には移転をするというお話をされて、前の基盤環境委員会にも協議をされたような形になっているんですけど、そのことは全体、当然役所の中での合意形成というのは図られたと思うんですけど、当時、昨年段階で、三十年後には移転をするという確約をするという全体合意がそのことに向けて役所の中では精査されて、議論されたうえでそういう決定がされて議会にも町内にも報告されたのでしょうか。経緯として。

浦谷環境政策部長) この件についてはうちの部署だけで当然打ち出せるものではございませんので、企画財政部署との協議はもちろん、市長副市長も交えた場で検討した上での結論でございます。

岩垣委員) ただ、そういったところが表に出された場合に、30年後には移転をするという行政の確認をするという意味合いは住民の皆さんから受け止められますので、それは30年後には移転するということは現状市も十分に市民の皆さんが迷惑をこうむっていることは重々承知のうちだからそういうこと、30年後には移転するということになりますから、そうすると今もそういう状況があるということを逆に証明してしまったことになるというふうに僕は思いますけど、その点についてはどういうふうな議論があってそういうふうな決定がされたのか、もし議論の経過があれば教えてください。

浦谷環境政策部長) お答えになっているかどうかわかりませんが、現施設、ごみ焼却場が迷惑施設になるとして捉えるものだろうということは、市の議論の中でもそういう認識になっておりますし、市長も住民への説明会に出たときにそういう認識でおることを明言しております。

岩垣委員) そういうことはわかりますけど、30年間稼働しているわけですから、30年間稼働している中で、結局いま更新時期を迎えてまた30年後に移転するという話になると、結局60年スパンじゃないですか。今の段階にきて、今だって30年間こうむってきたんだから。そのことはもう斟酌をしながらここでも決定しなければいけないんじゃないかというふうに捉えて当たり前じゃないですか。住民の皆さん。そういうことが言われると。だから、そのことを役所内部で決定されたということは言われるんですけど、結局そのことを言われることによって今まで30年間のことが逆にさかのぼってしまう。ないですか、そういうこと。ありますよ。住民の皆さんは。言い方を変えると、30年後に移転できるならなんで今できない。現実こそ

うなると思います。30年間いまままで稼働してきた中で、やっぱり10年前には改めて更新しなければいけないという、性能保証期間が切れるんだということがわかっているわけで、1番の問題に戻るんですけど、10年間はそれを計画的に住民の皆さんに理解されるような取り組みがされてきたのかということにつながってしまうんですよ。お答え要らないですけど、ちょっと言わせてもらいました。それと、はじめに谷村委員からありましたけど、町内会に合意形成を任せることが現実的に無理なんです。町内会はあくまでも地縁団体で、何の決定権もないんですよ。訴訟になったって、最終的には何にも訴訟の段階なんかにならないんですよ。権限がないんです。そうなってくると、その意見を汲むことは大事です、市の責務としてやらなければならない仕事なんですけど、当然先ほど部長も市にお願いをして、その合否の判断をお願いする意思はないとおっしゃいましたけど、投げかけられれば答えなきやいけない責務が生まれてきますよ。その上でそれぞれ反対をされる町内会、賛成はするけれども条件をつける町内会、それぞれ町内会ごとに条件も違う、条件がそれぞれ違う町内会があって、もし条件がそれぞれ違う町内会が実施をされたとすれば、町内会の条件によって差が生まれるわけですよ。その差はどのように捉えられるんですか。行政として。条件を例えば構造物が欲しいんだと、例えば環境を守ってもらいたい、それだけの約束だけでいいんだ、そういう町内会ごとの差が出てきたときには、どうやって処理されるんですか。行政の公平性として。

浦谷環境政策部長) 実際、交渉の中でこの、ごみ焼却場の問題をどのように捉えるかという、すでに温度差があると認識しています。ですから当然、条件についても条件の内容、条件をどの程度重要視するのかということも、町内によって違うというふうに考えています。ただ、その真意を確認するそういった交渉はしておりませんが、先ずはそれぞれの町内会さんと、どの程度まで条件をたてられたのかということをお話し合いをさせていただきながら、しかるべき段階では4町内の方に揃っていただいた交渉の場で調整が必要な場面の出てくるのかなというふうに予想はしておりますけども、まだ具体的な交渉に入っておりませんので、そのようなところでございます。

岩垣委員) 進め方として十分課題があることも皆さんもご存知のとおりで、先ほどもありましたけど、町内の中には賛成の方も反対の方もみえる。条件があれば賛成もあれば反対もある。色々捉え方はあって、結局それを町内会で一定の方向で合意形成に結び付けて行くということは、賛成をするけれども、町内会で反対の方からみれば反対の人は、何がなんでも反対になるわけですよ。どんな条件が出されようが反対なものは反対なんです。そういう反対の意見は民主主義の合理性の中で、どうやって担保されるのかということになれば、町内会では無理じゃないですか。町内会長にむかって、俺は反対しているのにどうして認めたんや。それは多数決やなんて話になったら、過半数とればなんでもいいのかという話になってしまう。行政の皆さんは、それがわかっておって町内会に委ねては絶対にいけないので、最終的に行政はご意見は承らなければいけないことは前提にありますけど、最終的には行政の判断ですよ。だから反対の皆さんは反対の皆さんで、町内会としてそれを負うのではなくて、反対の皆さんは反対の皆さんで結集していただいて、そういったかたちで取り組んでいただくことしか仕方がないと思います。それを町内に投げかけてやるというやり方は、昔はそれで良かったと思いますが、今はそれでは無理ですよ。今の時代。こういう時代になったら。そのやり方だけは、今後もこの問

題だけではないですけど、色んなことに新たな対応をしていかないと、権限のないところでそれをやられても、問題がおきるだけで、火種が大きくなるだけで町内の中で。というふうに僕は認識をしているんですけど。

浦谷環境政策部長) 町内会の役割の中に、こういう公共工事の調整があるということではないでしょうから、ただ、私どもとしては、今回そこを期待してお願いをしたという経緯はございますけど、ことがこういう揉めてきたような場面になりますと、そこは1年で代わる町内会長さんだけに押し付けるかのようなことは、無理があるかなと思います。ただ、無視はできませんし、今までお願いしていた経緯もありますので、今後の交渉の中で、交渉ができるようになればになりますが、どんなふうに役割の整理をするのかは、ちょっと考えなんなと思っております。

岩垣委員) くどいようで申し訳ないですが、前の新興自動車さんの水路付け替えの裁判もそうだったじゃないですか。町内会が意向への権限は、正直ないんですから。それが裁判でも認められてしまったことなんです。その辺は十分に踏まえて。今までの経験を活かしてやるのが、それぞれの組織の役割だと思うので、そういったことも留めながらお願いしたいと思います。

中田委員長) はい、その他ございませんか。

谷村委員) 上塗りして申し訳ないですけど、新興さんの水路敷きのあの判例をよく読んでもらえませんか。あれを見れば今言った、地縁団体なり地域の集合体にことの判断が、最終的に当事者の意見にはならないとあれだけ、私は市民でしたけど2億以上の損害賠償を払って、その勉強がどこで出来とるだってことを市民は思っているんで、また、それが捨て銭になったような敗訴の判例を、もう少し良く読み込めばどういう方向が、一定に委ねることは大事ですけど、あれから導き出される反省点っていうのは、本当に活かされていると僕は思いづらいので、2億の金も払って何やとるんだってことのないように、もう一度原点に戻っていただきたいことを今の岩垣委員の発言の中から改めて思うので。私らもあれをよく見るんですけど、もう一度あそこから、あの時払った金は、他人の金じゃないんです、行政職員が皆さんの金から払った賠償金なので、やはりもう少しそこを厳粛に受け止めるいいチャンスだと思うので、是非、私どもも含めてですけどもう一辺、そこを斟酌するというか、そこを学ぶべきものを見失ってはならないと思っておりますので、参考に。

中田委員長) このことについては、これ以上言っても返答のしようがありませんから。私は、何故、これを2とか3に書いたか。現実に聞き取りをする中でこれ以上、東山台の役員さんを追い込まないでくれ、そういう会議を開かないでくれということを言われた。それは何が前提になっておるかという、性能保証期間が過ぎることがわかっておりながら、反対しているのはお前たちだという指摘があった。そのことを下三福寺ではっきりと言われていた。これは大きかった。これを周辺町内に角逐を生んだという表現でこれを盛り込む、これは大変なことですよ。そういうことが住民の中で相反する意見が対立する中で、色んな問題が起きるようなことは、是非、説明の中では押さえていっていただきたい。これはやはり性能保証期間を皆が斟酌する中で起きてしまったことなんです。だけど、これは大切なことなんです。私、本当にこんなことが周辺町内4つ選ばれたという説明はありましたけど、4つを選ばれたことがいいのか悪いのか、ひとつの大きな判断材料にもなるというふうに思っております。こんなことを住民

に言わせたらいかん。そのように思っています。そしてもうひとつ、今までのことを含めて言えば、有斐ヶ丘の第1項目にあの条項が入っている中で、何故、3町内は賛成だと浦谷部長、言われるのか。あれを読めば今の条件をクリアできますか。今住んでおられる東山台の皆さんのところへこれ以上、近づかないで欲しいということが書いてあるんです。だから、あまり恣意的に自分たちがやらなければならないとって、あまり恣意的にやらないこと。冷静に判断してあれが出来る条件なら地元3町内は賛成だといってもいいけど、あれがクリアできる本当の条件なら、出来ないのならそこら辺もある程度、冷静に読んで住民の皆さんたちに対応しないと、こういう2番で言っているような現状になってしまうのではないかと。そこも心配している委員会は。全部反対ではないんです。あなたたちのやることです。10年間も何を検討されてきたのかが、少なくとも少しは知っているんです。だけどそれは、現実の姿として現せなかったことのジレンマはあなたたちの苦しみも知っている。だけど現実、ここまで来てしまっていることがひとつの大きな問題ではないでしょうか。そういうふう投げかけておきたいと思います。ちょっと時間がきましたんで、最後、4やりますか。じゃ続けて4のことにして皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

この問題につきましては、委員会と行政との会議の持ち方というものを改めて見直そうじゃないかという、そのきっかけになったのは火葬場の問題でした。我々が市民意見交換会に出て行けば出て行くほど、お前たちも一緒になって決めたんだということをなじられたわけですね。だけど、それまでの報告事項という流れの中では、そういう判断は役所の皆さんからはこうしたという意向は聞きましたけど、議会そのものがそれを判断して決定する権限なんか持っていませんので、あくまでも上程案までの対応というのが、うやむやにできないということから、議会側からこういう項目でもう一辺、昔の委員会協議会がなくなった段階から、こういう問題が出てきているので、その辺のところをすり合わせて考えて行きましょうという提案をしたはずなんです。その時私は議長でしたから、そのことは突き詰めていって委員会が判断を求められる途中経過であっても判断を求められるという事態を、委員会の側は改めて自戒をしたわけなんです。委員会独自で判断がつかないから、やはり議会全体の判断も仰ぎながら行政と一生懸命になって市民のためにいい方向性を何とか導いて行きたいということでも出させてもらったんで。色々書いておりますけど、ひとつの平成28年1月最後に説明に行かれる前にこういうことで、行きたいってことの事例は書きました。これはやっぱり、委員会としても大変な、この表現は苦慮した結果の表現だったと思います。委員会としては、そのことが2項目目の「今回の方針が地元住民の総意のもと、地元同意の条件として示された事項に対する回答であると、市長自らが判断し説明されるものであるならば、委員会としても理解したいと考える。」という、これは非常に苦しい委員会の表現になっていると思います。これは皆さん方(担当課)が、これで何とか進めたいという決意もあったから、こういう表現にしてあるんですが、現実にこういう表現というのは、できるんですかというような思いも、4項目目の指摘にあるように委員会としてはこの時点で出されても、なかなか判断がつかないなど、それだけ(担当課の)皆さんの気持ちがあるなら一辺、出て行って説明してみなさいよという内容だったんじゃないかと思います。今回はこれ以上申し上げませんが、こういうことが、今後の公共施設整備等においてということを入れておるのは、先ほどお答えも頂きましたけれども、岩垣委員のほうか

ら縷々述べられましたけど、現実はそのに住まわれる方がこの30年間にあれだけ増えてしまった、住宅団地として形成されている中で本当にあの判断で近づくということが、受け入れられないということが前提なんじゃないかなとの投げかけのつもりなんです。だから、今あるんだからいいんじゃないかという、今あるんだから効率的なんじゃないかってことは、行政上の問題であって、住民感情とか住民の健康不安、それから環境面に対する配慮というようなことは、もう少し十分に検討されるべきじゃなかったかなと、思いとして書かせていただきました。

これ以上、皆さんから回答を求めても、今までの経過の中で出てきたことですので、問い詰めることはできないと思いますので、この辺のところを考慮していただいて、今後の対応をしていただきたいなという意味で留めておきたいと思いますが、何かありましたら考えを聞いておきたいと思います。

浦谷環境政策部長) 大変、厳しいご意見として承りました。私どもとしてはこの事業を成功させなければいけないという、達成しなきゃいけないということを強い意思で思っておりましたので、今おっしゃられたようなご懸念の部分について、配慮とか思いが足りなかった部分があるかなと思います。私どもとしては市長が、自ら出て行く覚悟があるのかというところがポイントかというふうに思いまして結果的には行きましたけど、その前にこの事業についての可能性の心配を強くもっていらっしゃったというところは、考え、判断が甘かったかなと思います。その辺は、お詫び申し上げたいと思います。ただ、この事業は改めて申し上げますが、しっかり、どういう形であろうと繋げて達成しなければいけない大きな課題でございますので、今後とも総務環境委員会の皆様のお力を頂きながら、議会と一緒に方向を向いて頑張っていきたいと思っておりますので、何とかお願いしたいと思っております。

中田委員長) はい、どうもありがとうございました。あくまでも勉強会ですので、事前(意見交換会前)に皆様からの勉強会でもお聞きをしました。改めて現場に出て行って、それでも尚且つ、これだけ言われたということは、我々もショックでした。そして現場も廻ってみました。焼却場周辺の尾根筋も委員の皆さん全員と廻りましたし、言われていることの感覚的な知覚、感覚公害ということもあります。自覚もさせてもらう中でどうしたらこの膠着状況を解消できるのかということは、一生懸命に考えさせてもらいたいと思います。決して担当の皆さんを責めているわけではありません。10年というスパンがあって尚且つ5年の延長をされたその中で、尚且つここまで来てしまったということ、私も危機感を持っておりますので、何とかこれからも皆さんと一緒に解決方法を見つけ出していければというふうに思っております。また、委員会では皆さんからのご提案もあることと思っておりますので、その時はその時として対応させていただきます。今後とも委員会を嫌わず一緒に協働、協調しながらこの難局に向かっていきたいと思っております。他、皆さんはよろしいですか。

大変時間が長くなりましたけれども、今回の勉強会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

以上